## 当面の軽油高騰対策について

トラック業界を支援するべく、当面、速やかに以下の対応を行い、燃料サーチャージ導入の促進等を図ることとしたところ。

① 燃料サーチャージ緊急ガイドラインの改訂 トラック事業者が燃料サーチャージを導入する際の方 法や手続きを解説した「燃料サーチャージ緊急ガイドラ イン」に、具体的なサーチャージの設定事例等を追記し て発出。

【5月16日付発出済み】

② 「燃料サーチャージ緊急ガイドライン」並びに下請法 を踏まえ問題となる取引等を解説した「下請・荷主適正 取引推進ガイドライン」及び適正取引相談窓口をトラッ ク事業者に再周知。

【5月16日付発出済み】

③ 国交省から荷主団体に対する要請 荷主団体として日本経済団体連合会及び日本商工会議 所に燃料サーチャージ制の導入及び適正取引の推進への 協力につきハイレベルで要請。

【5月30日】

④ 各地での説明会の開催

国交省及び全日本トラック協会等と共催の下、各都道府県毎でのトラック事業者向け「燃料サーチャージ導入促進セミナー」を実施。

[6月~]